

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))

財産を取得した人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
課税価格の計算	取得財産	農業相続人(第12表㊥)	①					
	の価額	その他の人(第1表㊦+第1表㊧)	②					
	債務及び葬式費用の金額(第1表㊨)		③					
	純資産価額(①-③)又は(②-③)(赤字のときは0)		④					
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表㊩)		⑤					
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)		⑥					
各人の算出税額の計算	相続税の総額(第2表㊰)		⑦					
	あん分割合(各人の⑥/㊱)		⑧					
	算出税額(⑦×各人の⑧)		⑨					
	農業相続人の納税猶予の基となる税額	相続税の総額の差額	⑩					
		農業投資価格超過額(第12表㊲)	⑪					
		各人へのあん分割(⑩×各人の⑧/⑥)	⑫					
各人の算出税額(⑨+⑫)			⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名								
区 分			㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正申告額	㊨ 修正する額(㊧-㊦)
納税猶予の基となる税額(上の表の各農業相続人の⑫の金額)	①							
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊳×上の表の各農業相続人の⑫の金額)	②							
税額控除額の計(第1表の各農業相続人の⑫+②の金額)	③							
上の表の⑨の各農業相続人の算出税額	④							
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1㊳×上の表の各農業相続人の⑫の金額)	⑤							
(③-(④+⑤))の金額(赤字のときは0)	⑥							
農地等納税猶予税額(①+②-⑥)(100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦		00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、修正申告書第8の5表の①又は⑥欄の金額を修正申告書第1表のその人の「農地等納税猶予税額㊴」欄に転記します。
2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-⑥」の金額が⑦欄の④欄の金額を超える場合には、⑦欄の④欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特例農地等に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の④欄の金額を超えることができます。

修正第3表(続)・第8表2(続)(平26.7)

(資4-24-4-A4統一)

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用)(平成26年分以降用)

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

被 相 続 人

経 営 承 継 人
(経営承継相続人等・
経営相続承継受贈者)第 8 の 2 表 (修正申告用)
(平成26年分以降用)

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。
(注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	④ 修正前の課税額 円	⑤ 修正額 円	⑥ 修正する額 (⑤－④) 円
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）			
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）	, 000	, 000	, 000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）	, 000	, 000	, 000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）	, 000	, 000	, 000
⑥ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）	0, 000, 000	0, 000, 000	0, 000, 000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）	, 000	, 000	, 000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）	, 000	, 000	, 000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		①法定相続分に 応ずる取得金額 (⑦×⑧)	②相続税の総額 の基礎となる税額 (第2表の「速算表」 で計算します。)	③法定相続分に 応ずる取得金額 (⑧×⑨)	④相続税の総額 の基礎となる税額 (第2表の「速算表」 で計算します。)
		円	円	円	円
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
		, 000		, 000	
法定相続分の合計	1	⑤相続税の総額 (②の合計額)	00	⑥相続税の総額 (④の合計額)	00

(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。
2 ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 株式等納税猶予税額の計算

区 分	④ 修正前の課税額 円	⑤ 修正額 円	⑥ 修正する額 (⑤－④) 円
①（経営承継人の修正申告書第1表の（⑧＋⑨－⑩））の金額			
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑤×1の③／1の（③＋⑤））			
③ 特定価額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a（②＋③－経営承継人の修正申告書第1表の⑬）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑥×1の④／1の（④＋⑤））			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第1表の⑭）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の（⑨（又は⑩）＋⑪－⑬））（赤字の場合は0）			
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）			
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）	00	00	00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注4参照）	00	00	00

※この項目は記入する必要はありません。

(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の⑨」の金額とします。
2 ⑧欄の⑩欄に記入する金額は、⑩欄の「a－b－⑦」の金額が⑩欄の⑦欄の金額を超える場合には、⑩欄の⑦欄の金額にとどめます（⑨及び⑩欄の⑩欄も同様です）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限り、その評価額又は税額の計算額がなかった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑩欄の⑩欄の金額は、⑩欄の⑦欄の金額を超えることができます。
3 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑩欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑩欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
4 ⑩欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の②又は⑧欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。

※税務署整理欄 入力 確認

修正第8の2表(平26.7)

(資4-24-5-A4統一)

山林納税猶予税額の計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額（山林納税猶予税額）を算出するために使用します。

被相続人	
林業経営相続人	

第8の3表（修正申告用）
（平成26年分以降用）

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算					
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算					
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① 林業経営相続人の第8の3表の付表の(A+B)欄の金額		円	円	円	
② 林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）					
③ 特定価額 (①－②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		,000	,000	,000	
④ 特定価額の20%に相当する金額 (③×20%) (1,000円未満切捨て)		,000	,000	,000	
⑤ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額（林業経営相続人以外の相続人等の第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）		,000	,000	,000	
⑥ 基礎控除額（第2表の㊶欄の金額）		0,000,000	0,000,000	0,000,000	
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額 (③+⑤－⑥)		,000	,000	,000	
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (④+⑤－⑥)		,000	,000	,000	
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）					
㊩ 法定相続人の氏名	㊪ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		㊫ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊦×㊪)	㊬ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	㊭ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊧×㊪)	㊮ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	㊯ 相続税の総額 (㊬の合計額)	00	㊱ 相続税の総額 (㊮の合計額)	00
(注) 1 ㊫欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ㊩及び㊪欄は第2表の「㊴法定相続人」の「氏名」欄及び「㊵左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。					
2 山林納税猶予税額の計算					
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の(㊯+㊱－㊲))の金額		円	円	円	
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の㊯×1の③/1の(③+⑤))					
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)					
a (②+③－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊲)の金額 (赤字の場合は0)					
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の㊱×1の④/1の(④+⑤))					
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)					
b (④+⑤－林業経営相続人の修正申告書第1表の㊲)の金額 (赤字の場合は0)					
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の⑨(又は㊱)+㊱－㊲)) (赤字の場合は0)					
⑦ (①+a－b－⑥)の金額 (赤字の場合は0)					
⑧ 山林納税猶予税額 (a－b－⑦) (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)		00	00	00	
(注) 1 ㊫欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の㊱」の金額とします。 2 ㊫欄の㊫欄に記入する金額は、㊫欄の「a－b－⑦」の金額が㊫欄の㊫欄の金額を超える場合には、㊫欄の㊫欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特例山林（期限内申告において第8の3表の付表の「2 特例施業対象山林・特例山林の明細」に記入した特例山林に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、㊫欄の㊫欄の金額は㊫欄の㊫欄の金額を超えることができます。 3 ㊫欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊫」欄に転記します。なお、林業経営相続人が農地等についての納税猶予の特例、非上場株式等についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、㊫欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の㊫又は㊫欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第1表の「山林納税猶予税額㊫」欄に転記します。					

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄	入力		確認		
---------	----	--	----	--	--

農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額及び
山林納税猶予税額の調整計算書

この計算書は、相続税の修正申告において、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例、同法第70条の7の2第1項若しくは同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例又は同法第70条の6の4第1項に規定する山林についての納税猶予の特例のうち2以上の特例を適用する場合に農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整の計算のために使用します。		被 相 続 人		
		相 続 人 (農 業 相 続 人) (経 営 承 継 人) (林 業 経 営 相 続 人)		
1 調整前猶予税額等の明細				
この欄は、農業相続人、経営承継人又は林業経営相続人のうち2以上に該当する人が、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額についてその明細を記入します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、この計算書(第8の5表(修正申告用))において「経営承継人」と表記しています。				
区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
① 調整前農地等猶予税額(その人の修正申告書第3表・第8表2の「2」の㊦欄の金額)	円 00	円 00	円 00	
② 調整前株式等猶予税額(その人の修正申告書第8の2表の「2」の㊦欄の金額)	00	00	00	
③ 調整前山林猶予税額(その人の修正申告書第8の3表の「2」の㊦欄の金額)	00	00	00	
④ 調整前猶予税額(①＋②＋③)	00	00	00	
⑤ 猶予可能税額(その人の修正申告書第1表の㊦欄の金額)	00	00	00	
(注) 1 ④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)は、「2 各納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は、農地等納税猶予税額、株式等納税猶予税額又は山林納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①、②及び③欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊦」又は「山林納税猶予税額㊦」欄にそれぞれ転記します。				
2 各納税猶予税額の調整				
この欄は、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額を超える場合(「④>⑤」の場合)に使用します。 なお、上記1の④欄の金額が⑤欄の金額以下の場合(「④≤⑤」の場合)は記入を要しません(上記1の(注)2参照)。				
区 分	㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)	
⑥ 調整後の農地等納税猶予税額(⑤×①/④)(100円未満切捨て)	円 00	円 00	円 00	
⑦ 調整後の株式等納税猶予税額(⑤×②/④)(100円未満切捨て)	00	00	00	
⑧ 調整後の山林納税猶予税額(⑤×③/④)(100円未満切捨て)	00	00	00	
(注) ⑥、⑦及び⑧欄の金額をその人の修正申告書第1表の「農地等納税猶予税額㊦」、「株式等納税猶予税額㊦」又は「山林納税猶予税額㊦」欄にそれぞれ転記します。				

第8の5表(修正申告用)

(平成26年分以降用)

相続財産の種類別価額表

(この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

被相続人

種類	細目	番号	各人の合計	氏名							
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	①		円		円		円		円	円
	畑	②									
	宅地	③									
	山林	④									
	その他の土地	⑤									
	計	⑥	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	⑥のうち 特例 農地等	通常価額	⑦	()	()	()	()	()	()	()	()
	農業投資価格 による価額	⑧	()	()	()	()	()	()	()	()	
家屋、構築物		⑨	()	()	()	()	()	()	()	()	
事業(農業)	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩									
	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪									
	売掛金	⑫									
	その他の財産	⑬									
有価証券	計	⑭	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	特定同族 会社の株式 及び出資	⑮									
	配当還元方式 によったもの その他の方式 によったもの	⑯									
	⑮及び⑯以外の 株式及び出資	⑰									
	公債及び社債	⑱									
債券	証券投資信託、貸付信託の 受益証券	⑲									
	計	⑳	()	()	()	()	()	()	()	()	()
現金、預貯金等		㉑	()	()	()	()	()	()	()	()	()
家庭用財産		㉒	()	()	()	()	()	()	()	()	()
その他の財産	生命保険金等	㉓									
	退職手当金等	㉔									
	立木	㉕									
	その他	㉖									
計	㉗	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
合	計 (⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	()	()	()	()	()	()	()	()	()
相続時精算課税適用財産の価額		㉙									
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+㉙)		㉚									
⑮のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉛									
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㉜									
債権		㉝									
債務		㉞									
等	合 計 (㉝+㉞)	㉟	()	()	()	()	()	()	()	()	()
差引純資産価額 (㉟+㉚-㉝) (赤字のときは0)		㊱									
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額		㊲									
課税価額 (1,000円未満切捨て)		㊳		,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000	,000

第15表 (修正申告用) (平成26年分以降用)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長

平成 年 月 日

【代理人記入欄】

住 所

氏 名

連絡先

(印)

開 示 請 求 者	住所又は居所 (所在地)	〒 (- -)	
	フリガナ		
	氏名又は名称	(印)	
	生 年 月 日	被相続人との続柄	

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)				
過去の住所等				
フリガナ				
氏名又は名称 (旧 姓)				
生 年 月 日				
被相続人との続柄				

2 被相続人に関する事項

住所又は居所	
過去の住所等	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所	
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	
相続開始年月日	平成 年 月 日
精算課税適用 者である旨の 記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。

4 開示の請求をする理由(該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の ☐ 期限内申告 ☐ 期限後申告 ☐ 修正申告 ☐ 更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項(該当する□に✓印を記入してください。)

☐ 相続財産の全部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の一部について分割済(遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
☐ 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等(添付した書類又は該当項目の全ての□に✓印を記入してください。)

☐ 遺産分割協議書の写し	☐ 戸籍の謄(抄)本	☐ 遺言書の写し	☐ 住民票の写し
☐ その他()			
☐ 私は、相続時精算課税選択届出書を 署へ提出しています。			

7 開示書の受領方法(希望される□に✓印を記入してください。)

☐ 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認するものが必要となります。)

☐ 送付受領(請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理欄(記入しないでください。)

本人(代理人)	☐ 運転免許証	☐ パスポート	☐ 健康保険証	確認者		
確認方法	☐ その他()					
委任の確認	開示請求者への確認	(. .)				
	委任状の有無	☐ 有 ☐ 無	()			

(資4-90-1-A4統一)

書 き か た 等 (開 示 請 求 書)

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。

- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください。）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。

なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上いる場合に記入してください。）」欄に記入してください。

（注）「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。

- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。

- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。

- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。

なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のことを提出してください。

- (1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- (2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- (3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を____署へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。

開示請求者が承継した者である場合には、承継した者全員の戸籍の謄(抄)本も提出してください。

- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。

なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。

「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。

（注）「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。

税務署
受付印

税 務 署 整 理 欄		
番 号	入 力	確 認
※	※	※

※印欄は使用しないでください。

事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書

税務署長

平成 年 月 日

移 管 先 の 営 業 所 等	名 称	
	所 在 地	
	営業所等の長	印

次の受贈者の教育資金管理契約につき、平成 年 月 日付で当該契約に関する事務の全部が移管されたので、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき届出書を提出します。

受 贈 者	ふ り が な 氏 名			
	住 所 又 は 居 所			
	生 年 月 日	昭 ・ 平 . .		
移 管 を し た 取扱金融機関 の 営 業 所 等	名 称			
	所 在 地			
既に提出した 教育資金非課 税申告書又は 追加教育資金 非課税申告書	非 課 税 抛 出 額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署
		名称	所在地	
				税務署
(摘要)				

備考

- 1 この届出書は、事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変更（以下「事業の譲渡等」という。）により、教育資金非課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業者（以下「金融機関」という。）、その合併により設立した金融機関若しくはその合併後存続する金融機関若しくはその分割により資産及び負債の移転を受けた金融機関の営業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下「移管先の営業所等」という。）に移管された場合に、租税特別措置法施行令第40条の4の3第30項の規定に基づき、当該移管先の営業所等の長が、その旨その他租税特別措置法施行規則第23条の5の3第13項に定める事項を記載した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出するときに使用する。
- 2 この届出書の記載要領は、次による。
 - (1) 「移管先の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管がされた移管先の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (2) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この届出書を作成する日の現況により記載すること。
 なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の欄の「住所又は居所」の項には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (3) 「移管をした取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、事業の譲渡等により教育資金管理契約に関する事務の全部の移管をした取扱金融機関の営業所等の名称を「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (4) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税抛出現額」の項には、この届出書の提出前に信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税抛出現額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税抛出現額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税抛出現額減価額を「非課税抛出現額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(4)(イ)の教育資金非課税申告書等に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (5) 「(摘要)」の欄は、上記の記載事項のほか事業の譲渡等の内容など参考となるべき事項を記載するために使用する。

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書

第____号
平成____年____月____日

〒

所在地_____

名称_____殿

税務署長 印

下記1の受贈者について、下記2の事実を把握したことから、租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づき通知します。

記

1	受贈者	ふりがな	
		氏名	
		住所又は居所	
		生年月日	昭和・平成____年____月____日
2	事実 (該当する項目に「✓」を付しています。)	☐	イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと (i) 教育資金の支払に充てられていない金銭の額 _____円 (ii) (i)のうち、租税特別措置法第70条の2の2第2項第2号ロに規定する学校等以外の者に支払われた金銭の額 _____円 (iii) 記録の訂正が必要となる年分 平成____年分
		☐	ロ 受贈者の教育資金非課税申告書等が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成____年____月____日
		☐	ハ 受贈者の教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていること (i) 上記の事項に該当する申告書 _____申告書 (ii) (i)の申告書の受理年月日 平成____年____月____日
(摘要)			

- (注) 1 上記2のイに該当する場合には、租税特別措置法第70条の2の2第15項に基づき、同条第8項に規定する記録を訂正してください。
2 上記2のロ又はハに該当する場合には、ロ又はハに掲げる申告書は同条第6項の規定に反して提出又は受理された効力を有しない申告書と認められます。

(資5-69-A4統一)

教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書
(通知用)

○ 使用目的

この通知書は、租税特別措置法第70条の2の2第14項各号に掲げる事実を把握した場合に、取扱金融機関の営業所等の長に対し、その旨及び租税特別措置法施行規則第23条の5の3第15項第1号又は第2号に規定する事項を通知するために使用するものである。

第____号
平成____年____月____日

〒
住 所
(所在地)_____

氏 名 御中
(名 称)_____様

____税務署長 印

平成____年分 特定路線価回答書

平成____年____月____日付けで申出のありました____税に係る平成____年分の特定路線価について下記のとおり回答します。

記

道 路 の 所 在 地		
特 定 路 線 価 (1平方メートル当たり)	円	円
(参考) 地 区 区 分	地区	地区
借 地 権 割 合	%	%

申告書を提出する際には、この回答書の写しの添付をお願いします。

資産課税（担当）部門

担 当 者_____

電話番号____（ ）____ 内線_____

(注) この回答書による回答は、税法に規定する処分の通知ではありません。したがって、この回答については、異議申立て又は審査請求の対象となりませんから、ご注意ください。

(資 9 - 36 - A 4 統一)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検 算
※	※

税務署
受付印

税務署長

平成 年 月 日

届出者 住所

氏名 (電話番号 — 印)

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第27項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		昭和 平成 年 月 日	
贈与者	住所	氏名	(年 月 日 生)

- 1 納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額 円
- 2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。
- 3 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額(1-2の金額) .. 円
- 4 納税猶予の適用を受けた農地等については、 年 月 日に 推定相続人 に対して他の推定相続人等 使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人 に引き続き使用させています。他の推定相続人等
- 5 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 6 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 7 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の4に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成6年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関与税理士	電話番号
-------	------

(資12-12-1-A4統一)

※ 印欄は記入しないでください。

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

相 続 税 の 納 税 猶 予 の 継 続 届 出 書

税 務 署
受 付 印

猶予整理簿	検 算
※	※

平成____年____月____日

____税 務 署 長

〒

届 出 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(電話番号 _____)

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第32項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

※ 印 欄 は 記 入 し な い で く だ さ い 。

農 地 等 の 相 続 (遺 贈) が あ っ た 年 月 日		平 成 年 月 日	
被 相 続 人	住 所	氏 名	(年 月 日 生)

1 納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 円

2 1のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 円
(注) 譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3 1のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 円

4 1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額
(1-2-3の金額) 円

5 納税猶予の適用を受けた農地等については、____年____月____日に 推 定 相 続 人 _____ に対して
他の推定相続人等 _____
使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推 定 相 続 人 _____ に引き続き使用させています。
他の推定相続人等 _____

6 この届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。(特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)

7 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、「別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。(営農困難時貸付けを行っている場合)

8 特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、「別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。(特定貸付けを行っている場合)

※ 添付書類

- 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(上記の5に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
- この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書(特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年3月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合)
- 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(営農困難時貸付けを行っている場合)
- 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書(特定貸付けを行っている場合)
- 特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書(特定貸付けを行っている場合)

関 与 税 理 士	電 話 番 号
-----------	---------

(資12-12-2-A4統一)

特例農地等に係る農業経営に関する明細書

受贈者、相続人
(受遺者)の氏名

例農地等に係る農業経営に関する明細は、次のとおりです。

1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細

番号	農地等の所在地	地目	面積 (内作付面積)	作付期間 (種類品名等)	生産量・ 飼育頭羽数 kg(頭羽)	出荷量 kg(頭羽)	主な出荷先(氏名・名称)	収入金額
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
			～ () ()					
合計	/	/	()	/	/	/	/	

(資12-34-1-A4統一)

(裏)
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が、継続届出書の提出期限の属する年の前3年間の各年の農業経営に関する事項を届け出るときに使用してください。

- ① 特例農地等のうちに都市営農農地等を有する人(平成4年分以降の贈与税又は相続税について納税猶予を受けている人に限ります。)
- ② 平成7年分以降の贈与税に係る納税猶予の適用を受けている人
- ③ 平成17年4月1日以降の相続に係る相続税の納税猶予の適用を受けている人
- ④ 営農困難時貸付けを行っている人
- ⑤ 特定貸付けを行っている人

1 本文の「第70条の4第27項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第32項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第27項」の文字を横線で抹消してください。

2 「継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細」は、次により記載してください。なお、付表1及び付表2も同様に記載してください。

(1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。

(注) 下記(4)との関係で、例えば、番号1として数欄使用する場合があるので留意してください。

(2) 「農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。

(3) 「面積(内作付面積)」欄は、その農地等の面積及びそのうち作付している面積を記載してください。

(4) 「作付期間(種類品名等)」欄は、1筆の農地又は採草放牧地について、1年間で複数の作物等の生産をしている場合は、例えば、「1月～3月」(〇〇)、「4月～6月」(〇〇)等と具体的に記載してください。

(5) 「収入金額」欄は、所得税(住民税)の申告における収入金額を記載してください。なお、各筆ごとの収入金額を算出することが困難な場合には、生産量等によりあん分して差し支えありません。

(注) 所得税(住民税)の申告における収入金額が不明な場合には、販売金額と家事(事業)消費金額及び受取共済金等の雑収入の合計額を記載してください。

(6) 作付期間や作付の種類などからみて、1筆の農地又は採草放牧地ごとに記載することが困難な場合には、例えば、〇〇市〇〇地区といった所在地単位にまとめて記載しても差し支えありません。

なお、この場合の「農地等の所在地」欄は、代表的な所在地を記載し、「ほか〇〇筆」というように記載してください。

(7) 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている農地等については、「番号」、「農地等の所在地」、「面積(内作付面積)」欄(「面積(内作付面積)」欄の内作付面積を除きます。)を記載し、「生産量・飼育頭羽数kg(頭羽)」欄以下に「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書のとおり」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書のとおり」と記載してください。

3 営農困難時貸付け又は特定貸付けを行っている方は、この明細書とともに「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」又は「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」を提出してください。

別 紙 2

特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書

受贈者、相続人
(受遺者)の氏名

租税特別措置法 第70条の4第22項 の規定による営農困難時貸付けの規定の適用を引き続き受けたいので、次に
第70条の6第28項

掲げる特例農地等について引き続き営農困難時貸付けを行っていることを届け出ます。

○ 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細

番号	営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地	地目	面積	貸付けを行った年月日	賃借権等の 存続期間	借り受けている者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地
						借り受けている者の氏名又は名称
			m ²	平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	
				平 . .	自:平 . . 至:平 . .	

(資12-12-3-A4統一)